

# 一般社団法人関市観光協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関市観光協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県関市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、関市の観光事業の健全な振興を図ることにより、関市の魅力を高めるとともに国内外の人々との交流を促進し、もって産業経済の発展と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進及び観光資源の宣伝活動
- (2) 観光振興に関する催物等の実施及び参加
- (3) 地域産品の振興及び推奨
- (4) 観光施設の美化活動及び環境整備
- (5) 観光事業に関する情報の収集及び提供
- (6) 観光刊行物の発行
- (7) 観光関係団体との連絡協調
- (8) 観光振興に関する調査研究
- (9) 関市が所有する施設等の指定管理受託に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次に掲げるものとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の過半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって除名することができる。この場合において、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定による除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員は、前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(社員名簿)

第12条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 入会の基準及び会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け
- (9) 解散
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に定める事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(社員総会の種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(社員総会の招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催の1週間前までに通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、当該社員総会において議長を選出する。

(社員総会の定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(社員総会の代理人)

第19条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。ただし、社員総会

ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 代理人は、この法人の議決権を有する正会員に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(社員総会の決議)

第20条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

## 第4章 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以内
- (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、5人以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決しなければならない。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引の重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、法令に定める要件に該当する場合には、役員的一般法人法第111条第1項に定める賠償責任を賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議を経て、免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第32条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

3 名誉会長は、役員経験者、観光業界に精通した者又は学識経験者のうちから理事会で

選考して、会長が委嘱する。

- 4 顧問及び参与は、観光業界に精通した者又は学識経験者のうちから理事会で選考して、会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、この法人の運営に関する事項についての会長の諮問に応ずるものとする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、当該決議の特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、その提案の議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(理事会議事録)

第41条 理事会は、法令で定めるところにより、その会議の議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項に規定する議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議後、社員総会を開催するまでの間、会長は事業計画及び収支予算に基づき、収入を得、または支出することができる。また理事会の決議後に社員総会の承認を得られず予算が成立しない場合は、当該社員総会後予算成立の日までの間、会長は前年度の予算に準じて収入を得、または支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすことができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に報告しなければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる書類は、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類は、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項の書類のほか、第26条第1項の規定により作成された報告書を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、関市に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第8章 公告

(公告)

第49条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

## 第9章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従うものとする。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第52条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の社員等)

第53条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	岡	田	忠	敏
設立時理事	井	戸	誠	嗣
設立時理事	北	村	正	敏
設立時理事	長	屋	勝	彦
設立時理事	藤	村	伸	隆
設立時理事	山	田	武	司
設立時理事	足	立	太	一
設立時理事	栗	倉	元	臣
設立時理事	石	丸	秀	樹
設立時理事	上	田	明	徳
設立時理事	尾	川	光	敏
設立時理事	河	村	郁	男
設立時理事	坂	本	桂	二
設立時理事	杉	山	ミ	サ子
設立時理事	田	中		彰
設立時理事	塚	原	雄	飛男
設立時理事	深	川	寛	治
設立時理事	藤	井	松	太郎
設立時理事	本	田		修
設立時監事	坂	井	一	弘
設立時監事	山	藤		茂

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 設立時役員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

岐阜県関市戸田207番地

岡田 忠 敏

岐阜県関市宝山町63番地

井戸 誠 嗣

岐阜県関市雄飛ヶ丘27番地3

北村 正 敏

岐阜県関市板取4838番地

長屋 勝 彦

岐阜県関市上之保22783番地

藤村 伸 隆

岐阜県関市栄町二丁目41番地

山田 武 司

平成28年12月 2日作成 (電子署名)

平成29年 3月28日認証

令和 2年 5月26日改正及び施行

令和 2年 6月10日認証

改正箇所 第4条 (9)項 及び (10)項

# 同一の情報提供

提供の日付：2017年3月28日

公証人：20010010 福井一郎



所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

請求対象の登記管理番号：17-2001001002001600

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2017年3月28日

請求対象の処理公証人：20010010 福井一郎

所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。